

TOPICS

VOL.241

代表・特定社会保険労務士 山口 徹実
社会保険労務士 倉井 舞

URL : co-js.com E-mail : info@co-js.com TEL 028-902-1500 FAX 028-601-7024

男性の育児休業まとめ

厚生労働省の令和5年度の雇用均等基本調査によると、男性の育児休業取得率は30.1%となっており、前年に比べ13%も上昇しました。とはいえ中小企業においては男性の育児休業取得はほとんど聞かれず、まだまだ馴染みのない制度でした。

しかし令和7年4月の法改正で男性の育児休業への支援が充実したことや、子育て世代の意識の変化、世間の風潮等から、中小企業においても徐々に男性から取得希望の声が聞こえるようになってきました。

今回は、最新の法改正事項も含めて男性の育児休業制度と給付金等についてまとめます。

1.. 出生時育児休業（産後パパ育休）

男性特有の育児休業として「出生時育児休業（以下、産後パパ育休）」があります。これは女性の産後休業にあたる期間に取得できるものです。

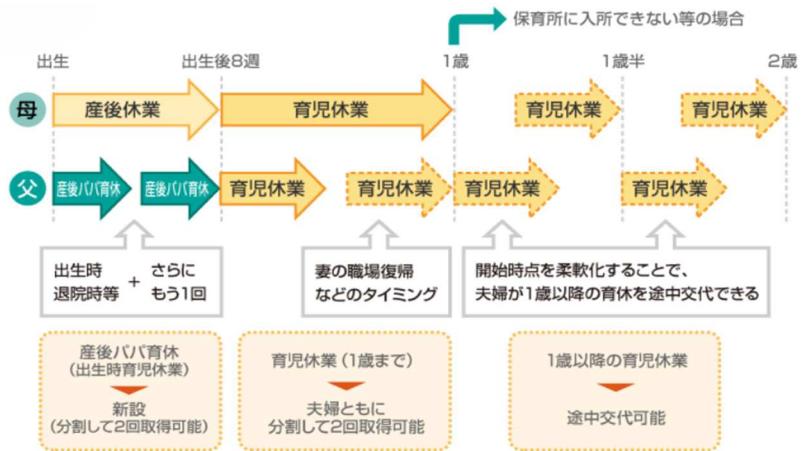
子の出生後8週間に最大28日間取得可能で、期間は2回に分割することができます。申出期限は、原則休業の2週間前となっており、分割する際は初めにまとめて申し出る必要があります。

日数や時間等の制限はありますが、休業中に就業することが可能という点で通常の育児休業とは異なります。産後パパ育休を取得せず、出生後すぐに育児休業を取得することも可能です。

2.. 育児休業

産後パパ育休終了後は、女性と同様の育児休業に移行します。

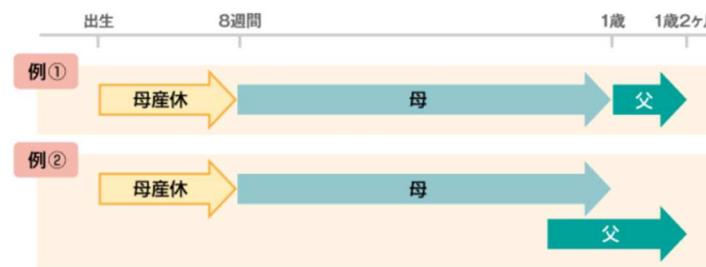
子が1歳（最長2年）まで取得可能、期間を2回に分割することができ、申出期限は原則1か月前です。また保育所に入所できなかった場合の育児休業開始時点が柔軟化されたことにより、入所までの期間を夫婦で途中交代しながら過ごせるようになっています。



3.. パパ・ママ育休プラス

両親がともに育児休業を取得する場合に、以下の要件を満たした場合には、育児休業の対象となる子の年齢が、「1歳2か月に達するまで」に延長される制度です。

父母ともに育児休業を取得する場合、子が1歳2ヶ月に達するまでの間に、1年まで休業することが可能。



配偶者が、子が1歳に達するまでに育児休業を取得していること

本人の育児休業開始予定日が、子の1歳の誕生日以前であること

本人の育児休業開始予定日は、配偶者のしている育児休業の初日以降であること

なお、1人当たりの育休取得可能最大日数（産後休業・産後パパ育休を含む1年間）は変わりません。また、男性のみならず、条件を満たせば女性の育児休業に2か月プラスされるケースもあります。

4.. 社会保険料の免除

育児休業開始日の属する月から終了日の翌日が属する月の前月までの保険料が免除となります。

開始日の属する月と終了日の属する月が同一の場合でも、開始日が含まれる月に14日以上育児休業等を取得した場合はその月の保険料が免除となります。

5.. 雇用保険給付金

出生時育児休業給付金
産後パパ育休を取得中に受給できる給付金で、休業開始時賃金日額の67%が支給されます。

育児休業給付金
女性の育児休業と同様、180日間（産後パパ

育休期間を含む）は、休業開始時賃金日額の67%、以降50%が支給されます。

出生後育児休業支援給付金

出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給を受けるものが、一定の要件を満たした場合に上乗せされる給付金です。（詳しくはTOPICS2月号をご覧ください。）

男性がこの給付金を受給していれば、女性も育児休業のスタート時に出生後育児休業支援給付金を受給することができます。

既存の制度に改定を重ねた結果、非常に複雑化しております。従業員からの要望に対して判断が難しい場合は、お気軽にご相談下さい。

以上

